

受理日

年

月

日

賃貸借契約解除届出書

(貸主 氏名)

(借主 氏名)

印

下記物件について賃貸借契約書の条項に基づき解除を申し入れます。

つきましては公共料金等の精算の上、家財一切の搬出を終了させ、鍵と本物件の明渡し・建物占有権放棄を下記明渡日までに行います。

万一、明渡しの遅延する事があれば理由の如何を問わず所有者の指示通りに行い、鍵の返還後に本物件内に残置した物品が存在した場合は、その所有権を放棄したものとし、賃貸人により搬出、処分されても一切異議申し立ては行わないこととします。(別途処分費が請求されます。)

又、上記事項により発生した損害は賠償致します。

(1) 解約申込物件				
物 件 名		部 屋 番 号		
所 在 地				
借 主 氏 名				
解 約 日	年 月 日	立 会 希 望 日	年 月 日	時 分
解 約 事 由	帰省・住替・転勤・卒業・その他 ()			

(2) 精算金振込み口座 (※精算日迄の期間として居住用は1ヶ月程度が目安で事業用は2ヶ月が目安ですが、貸主により異なります)				
銀 行 名	銀行・信用金庫・信用組合			支 店
口 座 番 号	普通・当座	右ツメ		
(フリガナ)				
口 座 名 義				

(3) 転居先ご住所 (精算書送付先)				
住 所	〒			
送 付 先 氏 名	※上記記載の契約者名と違う場合。			
電 話 番 号	()	自宅・実家・会社・() 宅内		
携 帯 電 話	()	所有者：本人・主人・妻・()		
メール SNSなど				

解約時の注意事項

- ① 解約される場合は、賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、解約受付日から既定の予告期間が必要です。(郵送の際は解約受付日は、消印の日付となります。)
- ② 契約解除日以前に物件をご退去されても、契約解除日まで賃料等は発生します。
- ③ 敷金は、賃料及び修繕費(原状回復費)等の支払債務が残っている場合には、その債務金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振込みます。
- ④ 火災保険にご加入されている場合は、解約又は変更の手続きをしてください。
- ⑤ 電気、ガス、水道及び電話は各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を精算してください。